湘南里川づくりみんなの会における賛助及び寄附に関する細則

第１章　総則

（目的）

第１条　湘南里川づくりみんなの会会則第30条の規定に基づき、賛助及び寄附について必要な細則を定める。

第２章　賛助

（賛助金）

第２条　賛助金は千円を１口とし、１口以上納付しなければならない。

（賛助会員の入会）

第３条　賛助会員として入会しようとするものは、賛助会員申込書（第１号様式）及び賛助金を会長に提出（納付）しなければならない。

２　賛助金の納付を銀行振込みで行う場合、振込手数料は当会で負担する。

（会員期間）

第４条　賛助会員の資格は、４月１日から翌３月31日までの１年間有するものとする。ただし、入会初年度は賛助金納付日から翌３月31日までとする。

第５条　会員期間満了時までに退会の意思が確認できなかった場合、引き続き賛助会員の資格を有するものとする。

（会員の継続）

第６条　第５条の規定により、賛助会員を継続しようとするものは、会長が指定する期日までに賛助金を納付しなければならない。

２　継続の場合は、賛助会員申込書の提出は要しない。ただし、申し込み内容に変更があった場合はこの限りでない。

（特典）

第７条　賛助会員には、入会時に当会のピンバッジを進呈する。

第８条　賛助金を１年に10口以上納付した会員は、湘南里川づくりみんなの会ホームページにバナー広告を掲載することができる。

２　バナー広告に関して、必要な事項は事務局に委任する。

（会員の資格の喪失）

第９条　次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）会長が指定する期日までに賛助金の納付がなかったとき。

（２）会則第６条第１号から第４号のいずれかに該当したとき。

　第３章　寄附

（寄附の種別）

第10条　寄附は千円を１口とし、１口以上の寄附、もしくは活動に役立つ物品で行う。

（寄附の申し込み）

第11条　寄附を行おうとするものは、寄附申込書（第２号様式）を会長に提出しなければならない。

２　寄附を銀行振込みで行う場合、振込手数料は当会で負担する。

（特典）

第12条　寄附を行ったものには、当会のピンバッジを進呈する。

２　希望者は氏名を会のチラシ等に掲載することができる。

　附則

この細則は、平成30年12月14日から施行する。

附則

この細則は、令和４年４月25日から施行する。

附則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この細則は、令和５年７月４日から施行する。